**高次脳機能障がい者自動車運転評価モデル事業**

資料1-2-1

【事業趣旨】

本事業は、既に自動車運転免許証を取得している高次脳機能障がい者の方が、安全に運転を再開できるかを考えていただくとともに、大阪府公安委員会（運転免許試験場適性試験係適性相談コーナー）に提出するための診断書を取得することを目的とし、医師による診察、神経心理学的検査、自動車学校での運転技能評価などを行う。

【事業終了までの目安】

相談受付から最終ステップ終了まで約3ヶ月間。

【自己負担費用】

大阪府公安委員会に提出する診断書の作成までにかかる医療費（診察、検査、文書作成等）及び運転技能評価にかかる費用（医療費の保険対象分を除く）。

* + 各段階において、運転について危険のある場合など中断が必要と判断された場合には、それより先のプログラムに進めないことがある。
  + 本事業は、大阪府警運転適性相談窓口に相談するための必須のものではなく、本事業への参加・不参加にかかわらず、大阪府警運転適性相談窓口へ行くことにより、自動車運転再開について、大阪府公安委員会に相談することができる。
  + 本事業の趣旨をご理解され、同意書を頂いた方のみ事業参加が可能。